

国立歴史民俗博物館埋蔵文化財調査委員会規程

〔平成24年10月1日〕
〔歴博規程第 82号〕

(設置)

第1条 国立歴史民俗博物館に国立歴史民俗博物館埋蔵文化財調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、国立歴史民俗博物館における埋蔵文化財に関する必要な事項を審議することを任務とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 予算施設委員長
- (2) 予算施設委員会委員
- (3) 発掘調査に関連のある専門分野の館内教員 若干名
- (4) 発掘調査に関連のある専門分野の学識経験者 若干名
- (5) その他館長が必要と認めた者

2 前項第3号及び第4号の委員は、館長が必要と認めた場合、当該発掘調査の都度、館長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第5号までの委員の任期は、当該発掘調査に係る埋蔵文化財に関する審議が継続する期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、予算施設委員長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を行う。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、管理部財務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から実施する。